

三重県ＩＣＴ活用工事（法面工）試行要領

目的

本要領は、三重県が発注する法面工を含む工事において、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用による効果や課題を検証するために行うＩＣＴを活用した工事について、必要な事項を定めるものとする。

1. ＩＣＴ活用工事（法面工）

1－1　概要

ＩＣＴ活用工事（法面工）とは、施工プロセス全てもしくは一部の段階において、以下に示すＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。

1－2　ＩＣＴ活用工事における法面工

次の①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスでＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事（法面工）とする。ただし、「②3次元設計データ作成」のみの活用はできない。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

1－3　ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもＩＣＴ活用工事（法面工）とする。

また、法面工の関連施工としてＩＣＴ活用工事（土工）が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- 4) ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

- 5) RTK-GNSS を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

1 – 3 ①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

3 次元設計データ作成は ICT 土工と合わせて行うが、ICT 法面工の施工管理においては、3 次元設計データ (TIN) 形式での作成は必須としない。

④ 3 次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記 1) ~ 8) の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS 等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSS を用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により 1) ~ 8) の ICT を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記 1) の管理要領による。

- 1) 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領

(3) 出来形管理資料

現行の出来形管理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-3④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

1-4 ICT活用工事（法面工）の対象工事

ICT活用工事（法面工）の対象工事は下記（1）に該当する工事とし、三重県が発注する建設工事から、発注機関の長が選定するものとする。

（1）対象工種

ICT活用工事（法面工）の対象は、下記の工種とする。

1) 植生工：（種子散布）

（張芝）

（筋芝）

（市松芝）

（植生シート）

（植生マット）

（植生筋）

（人工張芝）

（植生穴）

植生工：（植生基材吹付）

（客土吹付）

吹付工：（コンクリート吹付）

（モルタル吹付）

吹付法枠工

ただし、従来施工において、法面工の建設工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2. ICT活用工事（法面工）の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事（法面工）の発注は、下記の（1）によるものとする。

（1）施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望によりICTの活用が可能である工事）

1) ICTの活用範囲は、①②④⑤の施工プロセスから、受注者が選択をする。

2) 工事規模は、植生工、吹付工、吹付法枠工の面積の合計が概ね1,000m²以上を有する工事とする。

3) 工事の選定にあたっては、施工場所（施工ヤードが広大等）、施工工程（単一工種で連続施工が可能、現場で工種替えが不要等）、施工性（障害物の有無等）などを勘案し選定する。

4) 上記2)の規模に満たない工事であっても、施工場所、施工工程、施工性などを勘案したうえで、生産性の向上を図ることができると期待される場合はICT活用工事（法面工）として選定することができる。

なお、ICT活用工事（法面工）として発注していない工事であっても、契約後にICTを活用して工事を実施することはできるが、経費の計上は行わない。なお、工事成績評定における評価については、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

2-2 発注における入札公告等

ICT活用工事（法面工）を発注する発注機関の長は、入札公告及び特記仕様書においてICT活用工事（法面工）である旨を明示する。

2-3 ICT活用工事（法面工）の実施協議

受注者は、対象工事のうちICTを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ICT活用工事（法面工）計画書」により協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事（法面工）として実施することができる。

3. ICT活用工事（法面工）実施の推進のための措置

3-1 工事成績評定における措置

(1) 施工者希望型

- 1) ①②④⑤の施工プロセスのうち、3つ以上の施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】15. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術に限る）を活用した工事」において、評価する。（1点加点）
- 2) 上記1)に該当しない場合は、創意工夫における【施工】において、評価対象としない。（加点なし）
- 3) 受注者の責により提案した施工プロセスの全てあるいは一部において、ICTを活用できなかった場合は、契約時の条件としていないため、減点しないものとする。
- 4) 他工種のICT活用工事と併用しICT活用工事（法面工）を実施する場合は、同一プロセスを重複カウントしない。

4. ICT活用工事（法面工）の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を活用できるように、以下のとおり実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている出来形管理要領、監督検査要領（表-1【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4－2 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して三重県が使用する積算基準等（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合は、各施工プロセスを設計変更の対象とし、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省)」の別紙－10「ICT活用工事（法面工）積算要領」に基づき積算する。

※積算要領は国土交通HPを参照すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

4－3 講習会等の実施

ICT活用工事（法面工）の推進を目的として、官民等を対象とした現場研修会や講習会等を実施するものとする。

5. その他

ICT活用工事（法面工）の効果や課題を検証するにあたり必要に応じて受注者に対してアンケートを行うこととする。

また、この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

附 則 この要領は、令和3年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和4年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

附 則 この要領は、令和5年7月1日以降起案にかかるものから適用する。

《表－1. ICT活用工事(法面工)と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、④、⑭	
	TS 等光波方式を用いた起工測量／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	TS（ノンブリズム方式）を用いた起工測量／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSS を用いた起工測量／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ TS（ノンブリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑮ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認審査要領

【凡例】○：適用可能 －：適用外

出典：国土交通省

別紙

I C T 活用工事（法面工）計画書

当該工事において、施工プロセスの各段階および作業内容において、
I C Tを活用する場合は、左端 のチェック欄に「レ」と記入する。

施工プロセスの段階		作業内容		採用する技術番号 (参考)	技術番号・技術名
<input type="checkbox"/>	①3次元起工測量				1 空中写真測量(無人航空機)による起工測量 2 地上型レーザースキャナーによる起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術による起工測量 () ※採用する具体的な技術は受注後の協議により決定する。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
<input type="checkbox"/>	②3次元設計データ作成				
<input type="checkbox"/>	④3次元出来形管理等 施工管理	<input type="checkbox"/>	出来形管理		1 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理 2 地上型レーザースキャナーによる出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術による出来形管理 () ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「①3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により 1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良い。
<input type="checkbox"/>	⑤3次元データの納品				

注1) I C T 活用工事（法面工）の詳細については、I C T 活用工事（法面工）特記仕様書によるものとする。

注2) 具体的な工事内容及び対象範囲については、契約後、施工計画の提出までに、発注者へ提案・協議し決定する。